

新宿区女性の健康支援事業実施要綱

25新健四業第677号

平成25年11月1日

健康部長決定

(通則)

第1条 新宿区が実施する女性の健康支援事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、女性の健康支援事業に係わる基本的事項を定め、女性が生涯を通じて明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、思春期、青年期、中高年期の各世代に応じた心身の健康づくりに関する支援を総合的に行うことを目的とする。

(実施内容)

第3条 当該事業の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 女性の健康づくりに関する普及啓発
- (2) 女性の健康づくりに関する健康教育
- (3) 女性の健康に関する健康相談
- (4) 女性の健康に関する地域活動への支援
- (5) 女性の健康づくりを支援するネットワークづくり
- (6) その他女性の健康支援に関する事業

2 前項に規定する事業については、民間事業者に委託することができる。

(実施機関)

第4条 当該事業の実施は、健康部四谷保健センターに併設の女性の健康支援センターとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、当該事業に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

附則（平成28年4月1日28新健四業第69号部長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。